

自然共生サイトの紹介

- 自然共生サイトとは
- 自然共生サイト認定で得られるメリット

第9期北海道総合開発計画における30by30の位置づけ

- 新型コロナウイルス感染症の拡大や2050年カーボンニュートラルに向けた国の政策展開等、我が国を取り巻く状況の変化を受け、令和6年3月12日に第9期北海道総合開発計画が閣議決定。
- 主要施策の一つとして、「自然共生社会・循環型社会の形成」があり、そのうち＜重点的に取り組む施策＞として「○生物多様性の保全 ネイチャーポジティブの考え方に基づく30by30目標の達成期に向けた官民の連携（30by30アライアンス）」を行うとしている。

「他で代替できない北海道の価値」を最大化し、現下の国の課題解決を先導

主要施策 北海道のポテンシャルを活かし、我が国の豊かな暮らしを支える ～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道

従来の北海道の強みである「食」、「観光」を一層強化し、「脱炭素化」におけるポテンシャル等の北海道が持つ資源・特性を最大限に活かすため、以下の施策を推進します。

1 食料安全保障を支える 農林水産業・食関連産業の持続的な発展

- (1) 我が国を先導する農林水産業の生産力強化
- (2) 国内外のマーケットに対応したバリューチェーンの構築
- (3) 持続可能な農林水産業の展開
- (4) 農林水産業の持続性を支える農山漁村の振興



▲スマート農業導入による生産性向上（無人トラクターによる耕起、石見沢市）

▲農林水産業の持続性を支える農山漁村の振興（農山漁村の地域活動を支える「下町が村は美しく」北海道運動）

2 観光立国を先導する 世界トップクラスの観光地域づくり

- (1) 世界市場に向けた新たな観光コンテンツの創出・拡充と稼ぐ力の向上
- (2) 多様な旅行者の地方部への誘客に向けた安全・安心な受入環境整備
- (3) 自然環境・文化の保全と観光が両立した持続可能な観光地域づくり



▲四季を通じてスポーツコンテンツの創出（ふらのスキー場と大雪山）

▲アドベンチャートラベルによる旅行者の誘客（アドベンチャートラベル「ワールドリミット北海道2023」）

3 地球温暖化対策を先導する ゼロカーボン北海道の実現

- (1) 北海道の地域特性を活かした持続可能な脱炭素社会の形成
- (2) エネルギー基地の形成
- (3) 北海道のCO₂吸収力の発揮



▲洋上風力発電の導入促進（石狩湾新港洋上風力施設）

▲水素社会の実現～水素ステーション（家畜ふん尿由来のバイオガスから水素を製造・活用：鹿沼町提供）

4 地域の強みを活かした 成長産業の形成

- (1) 再生可能エネルギーを活かした産業振興
- (2) 経済安全保障に貢献する先端産業拠点の形成
- (3) 地理的・気候的な優位性を活かした産業振興



▼経済安全保障に貢献する先端産業拠点の形成（文京区で半導体製造設備の建設・稼働中・作図協力：産業振興局）

5 自然共生社会・循環型社会の形成

- (1) 北海道の特性を活かした自然共生社会の形成
- (2) 資源を最大限に活用する循環型社会の形成



▼遊水地等を活用した生態系ネットワークの形成（長沼町・長沼湖のタンチョウ親子）

6 北方領土隣接地域及び 国境周辺地域の振興

- (1) 北方領土隣接地域の安定振興
- (2) 国境周辺地域の振興



▼北方領土隣接地域の安定振興（オホーツクの海上から見た北海道・JAWA提供）

▼国境周辺地域の振興（利尻支庁と利尻島上：利尻富士町提供）

7 アイヌ文化の振興等 アイヌ文化の振興等の推進

- アイヌ文化の振興等の推進



▼アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発（アイヌの工芸品・文芸品の展示・アイヌの伝統文化の紹介）

第9期 北海道総合開発計画

共に北海道の未来を創る



食料安全保障を支える

観光立国を先導

ゼロカーボン北海道を実現

アイヌ文化の振興

北方領土隣接地域の安定振興

生産空間の定住環境維持

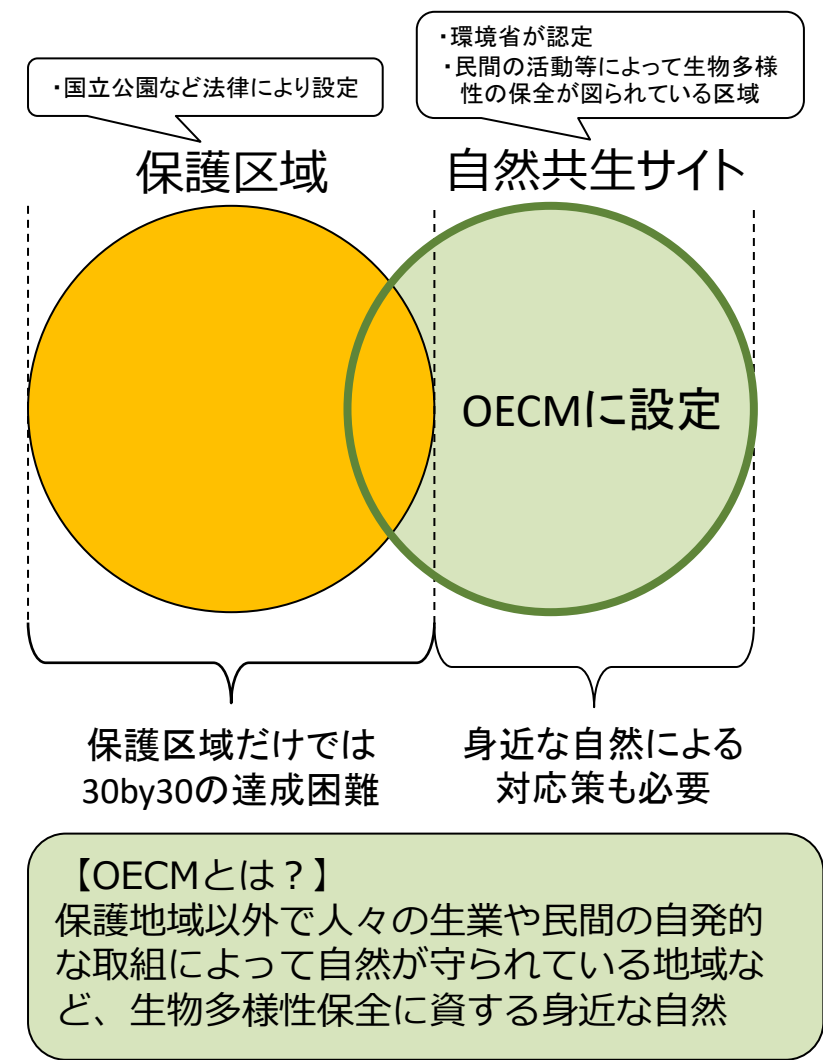
日本国持続的な発展のために

豊かな北海道を！

国土交通省

自然共生サイトと30by30の概要

- 我が国の生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」の実現のため、陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。
- 目標達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECMの設定促進が必要。



30by30目標のカギ、OECM

— 企業や地域、一人ひとりの土地の管理が国際目標につながります —

8 いま話題のOECMってなに？



2010年に日本で生まれた**全く新しい自然を守る方法**です。

法令によって自然が守られる保護地域ではなく、人びとの生業や民間の自発的な取組によって自然が守られている地域のこと

- ① 「愛知目標」の中の陸域と海域を守る目標には、その達成手段として、「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域」が示されました。英語でOther Effective area-based Conservation Measures、略してOECMです。
- ② 先住民の管理している土地など法令による規制ではなく**慣習や生業によって守られている場所**で、地球の生態系を守るための場所としてきちんとカウントしていくことができる仕組みです。いま国際的に注目され、「**名古屋のギフト**」と呼ばれることもあります。

日本では、企業の管理する水源の森や、地域が管理する里地里山などが、OECMになるでしょう

- ① 日本の背骨にあたる奥山には、すばらしい自然の風景を楽しむ国立公園などの保護地域があります。
- ② ただ、私たちの身の回りにも、多くの絶滅のおそれのある生き物が暮らす里地里山や、洪水防止や心身のいやしにつながる都市の緑地など、大切な場所がたくさんあります。
- ③ これらをOECMとして国際データベースに登録することで、その大切さを私たち皆が共有し、一緒にまもっていくことにつながります。そして保護地域とOECMがつながることで、**森里川海がつながり、私たちに恵みをもたらします。**

これまでのOECMの在り方に関する検討はこちら→



保護地域（オレンジ）とOECM（みどり）でつながる国土の健全な生態系のイメージ

30by30の目標と現状

1 30by30目標って？



2030年までに陸と海の30%以上を保全する目標です。

新たな世界目標として議論されています

- ① 2010年に愛知県名古屋市で開催された**生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）**。ここで採択された生物多様性の世界目標である「**愛知目標**」。
- ② これに続く新たな世界目標である「**ポスト2020生物多様性枠組**」が今年12月に開催予定の**COP15（カナダ・モントリオール）**で採択される予定です。**30by30目標**は、2030年に向けたこの具体的な目標の一つとして検討されています。

G7各国は世界目標の決定に先立ち、30by30目標を約束

- ① 2021年6月の**G7サミット**において、**G7各国は自国での30by30目標を約束**※しました。
※G7首脳コミュニケ付属文書「自然協約」
- ② 同G7では、2030年までに**生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブ**も打ち出しました。

国内外の研究報告で、生物多様性保全のために30by30を目指すことが重要と指摘

- ① 世界の**陸生哺乳類種の多く**を守るために、既存の保護地域を総面積の**33.8%まで拡大**が必要
- ② 日本の保護地域を**30%まで効果的に拡大**すると生物の**絶滅リスクが3割減少**する見込み

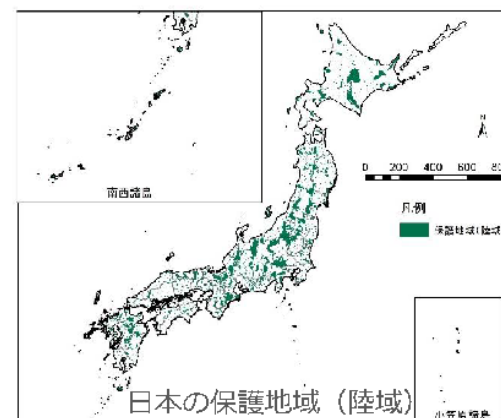
2 日本ではどのぐらいの面積が保全されているの？



陸域20.5%と海域13.3%を保護地域として保全。

2020年までの愛知目標は達成

- ① 「**愛知目標**」では**2020年までに陸域17%、海域10%**を保全することが掲げられていました。
- ② 日本では、**陸域は20.3%**で既に愛知目標を達成していました。その後、奄美や沖縄の国立公園の指定等により**20.5%**になりました。
- ③ **海域**については8.3%でしたが、2020年に「**沖合海底自然環境保全地域**」という制度をつくり、小笠原方面を新たに指定し、**13.3%**となりました。



4 どうやって達成するの？



保護地域に加え**それ以外**の場所を**力を合わせ**守ります。

国立公園等の保護地域を拡張します

- ① 新たに**保護地域を拡張**し、**管理の質**も向上させます。



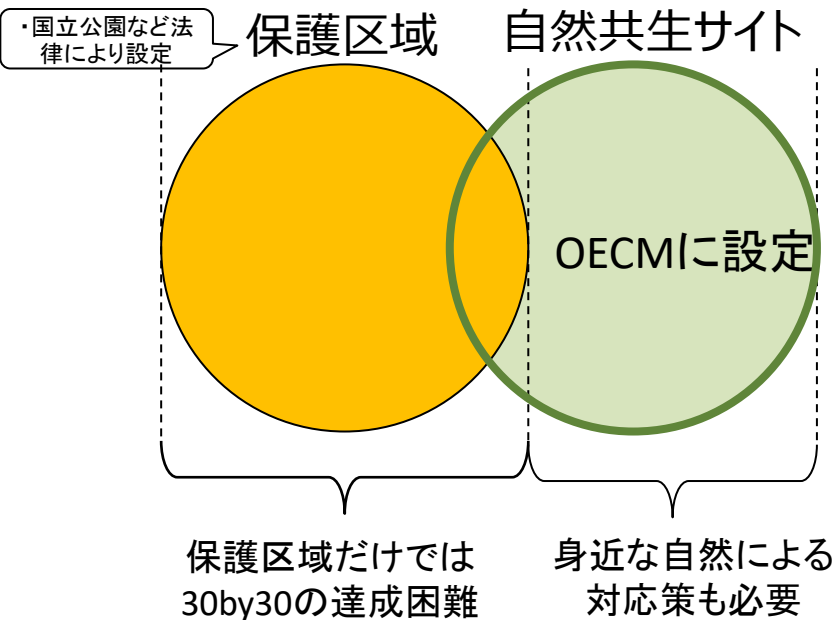
地域の力を結集し、OECMで目標達成へ

- ① 企業有林や里地里山など**保護地域以外**の**生物多様性保全**に貢献している場所を**OECM**※といいます。
- ② 企業等の民間の**所有地**等を環境省が**自然共生サイト**（仮称）として認定し、30%に組み込んでいきます。



※Other Effective area-based Conservation Measures

出典：環境省資料「30by30の概要」



・環境省が認定
・民間の活動等によって生物多様性の保全が図られている区域

【OECMとは？】
保護地域以外で人々の生業や民間の自発的な取組によって自然が守られている地域など、生物多様性保全に資する身近な自然

このロードマップは、目標達成に向けた行程と具体策について、生物多様性の関係省庁が一緒になってまとめたものです

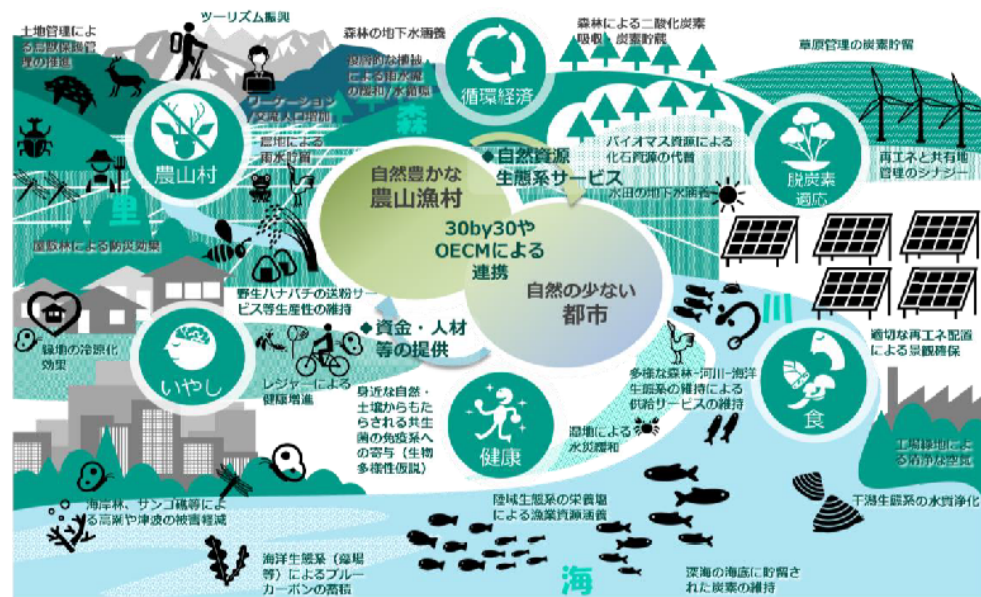
- 

キーマッセージの一つは人と自然との結びつきを取り戻すこと

- ① 2030年までに陸と海の30%以上を保全することを通して、**生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻していきます。**
- ② この目標の達成を目指すことは、**地域の経済・社会・環境問題の同時解決**につながる**NbS** (Nature-based Solutions)のための、**健全な生態系を確保する基盤的・統合的アプローチ**となります。

中心の取組は保護地域とOECMの拡張

- ① 保護地域（国立公園等）の新規指定・拡張を進めていき、**海城公園地区**は**倍増**させます。
- ② OECM（企業有林や里地里山等）を**自然共生サイト**として、その認定制度の試行を**2022年度**から開始し、**2023年から正式認定**をします。
- ③ この認定によって、**企業価値の向上**や**交流人口の増加**を通じた**地域活性化**につなげていきます。



健全な生態系の下で、自然の恵み豊かな30by30実現後の地域イメージ

30by30の達成方法

6 ところであなた はいったい誰？



私はカエルの化身。30by30アライアンスのロゴです。

30by30アライアンスは、この目標をみんなで進めていくためのリーダーであり、応援団です

- ① 環境省を含めた産民官21団体を発起人とする「生物多様性のための30by30アライアンス」を2022年4月に発足させました。企業、自治体、NPO法人等、計443者に参加いただいています（2023年5月10日時点）
- ② 自らの所有地や所管地内のOECM登録や保護地域の拡大を目指す、あるいはそうした取組を応援するなど、30by30の実現に向けた行動をとる仲間たちの集まりです
- ③ 30by30目標を通して世の中をカエルことを目指す仲間たちなので、このロゴマークを見たら応援をお願いします。



30by30アライアンスサイトはこちら→

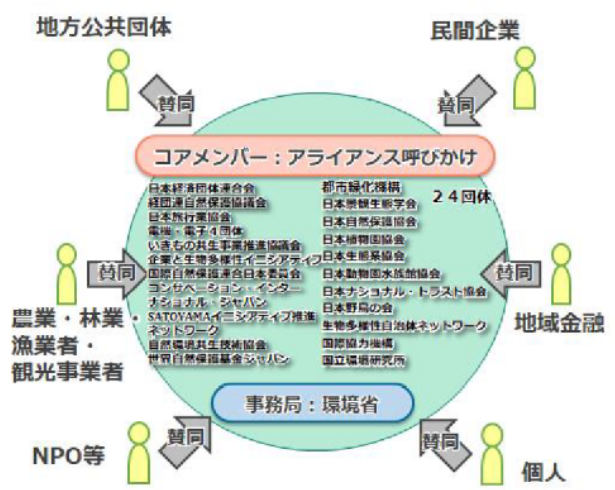
7 アライアンスに参加するには？



アライアンスの参加要件はこちらです。

以下のいずれか一つに取り組むこと

- 二所有地や所管地の国際OECMデータベース登録を目指す
 - 二保護地域の拡大を目指す、拡大を支援する、管理の充実を図る
 - 二保護地域、及び国際OECMデータベース登録を受けた（受ける見込み）サイトの管理を支援する
 - 二自治体が自らの策定する戦略に30by30目標への貢献を取り込み、保護地域の拡大、国際OECMデータベース登録及びその管理の支援を企業、団体及び個人に推奨する
- また、参加者は、これらの取組事項を積極的に对外発信する



アライアンスの全体構造



30by30アライアンスロゴ

⑧ いま話題のOECMってなに？



2010年に日本で生まれた**全く新しい自然を守る方法**です。

法令によって自然が守られる保護地域ではなく、人びとの生業や民間の自発的な取組によって自然が守られている地域のこと

- ① 「愛知目標」の中の陸域と海域を守る目標には、その達成手段として、「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域」が示されました。英語でOther Effective area-based Conservation Measures、略して**OECM**です。
- ② 先住民族の管理している土地など法令による規制ではなく**慣習や生業によって守られている場所**を、地球の生態系を守るための場所としてきちんとカウントしていくことができる仕組みです。いま国際的に注目され、「**名古屋のギフト**」と呼ばれることもあります。

日本では、企業の管理する水源の森や、地域が管理する里地里山などが、OECMになるでしょう

- ① 日本の背骨にあたる奥山には、すばらしい自然の風景を楽しめる**国立公園などの保護地域**があります。
- ② ただ、私たちの身の回りにも、**多くの絶滅のおそれのある生き物が暮らす里地里山や、洪水防止や心身のいやしにつな**がる**都市の緑地**など、大切な場所がたくさんあります。
- ③ これらを**OECMとして国際データベースに登録**することで、その大切さを私たち皆が共有し、一緒にまもっていくことにつながります。そして**保護地域とOECMがつながることで、森里川海がつながり、私たちに恵みをもたらします。**

これまでのOECMの在り方に関する検討はこちら→



保護地域（オレンジ）とOECM（みどり）でつながる国土の健全な生態系のイメージ



30by30 いいじゃない！と思ったら

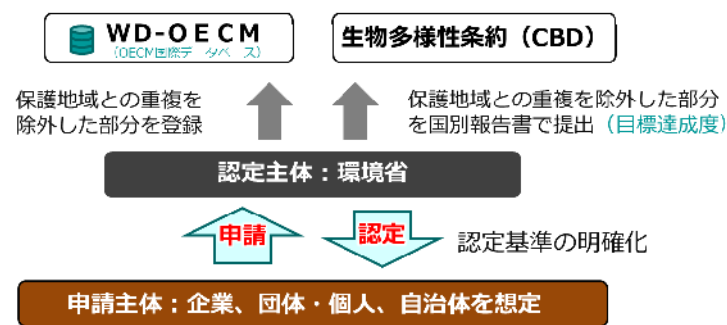
「自然共生サイト」認定を申請してOECDをめざそう。

環境省が、生物多様性の保全に貢献する場所を「自然共生サイト」に認定する仕組みをはじめました

- ① 2023年度から企業や地域の管理する土地を認定する仕組みがスタートします。
- ② どのように生物多様性を守ることに役立っているかを専門家が評価して、環境省が公式に認定する仕組みです。
- ③ 認定した自然共生サイトは、保護地域との重複をのぞいて、OECDの国際データベースに登録します。
- ④ 30by30目標の達成に直接貢献できるため、そのことを広くPRすることができます。

2022年度は、30by30アライアンスの協力を得て、認定の仕組みの試行や課題解決のための調査をおこなっています
ご関心のある方は、ぜひ、お問い合わせ下さい。

生物多様性のための30by30アライアンス事務局
環境省自然環境局自然環境計画課 Mail: 30by30alliance@env.go.jp



認定の仕組みのイメージ

例えば、企業の水源の森、ビオトープ、里地里山、森林施業地、企業敷地や都市の緑地、研究や環境教育の森林、河川敷などで、**生物多様性保全が図られている場所**が対象です。

自然共生サイト認定で得られるメリット

- 企業など：「増進活動実施計画書」を作成すれば、活動促進等のためのインセンティブとして、自然共生サイトを支援した者に「支援証明書」を発行する制度（TNFD等への対応に活用できるよう設計）や、専門家派遣等を検討中。
- 市町村などの主体：「連携増進活動実施計画」の認定を受ければ、クラウドファンディングによる集金やふるさと納税の活用など、経済的な支援を受けられる。

＜増進活動実施計画の認定＞（第9条・第10条）

- 地域生物多様性増進活動を行おうとする者（企業、NPO等）は、単独で又は共同して、「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

＜連携増進活動実施計画の認定＞（第11条～第13条）

- 連携地域生物多様性増進活動を行おうとする市町村は、単独で又は共同して、「連携増進活動実施計画」を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

＜共通事項＞

- ・ 計画には、活動の内容、区域、目標、実施体制等を記載する。計画に係る変更の認定、認定の取消し等について所要の規定を設ける。主務大臣による報告徴収及び報告義務違反に対する罰則を規定する。

➡ 民間と市町村の特性に応じ、「増進」と「連携」の2つの計画認定制度を設ける。



先行的事例である「自然共生サイト」の認定例



企業による森林の整備



官民学による里山里山の保全



水田バイオトープの田植え



都心における緑地の整備